

令和8年度

農業法人等求人情報発信

業務委託特記仕様書

秋田県農林水産部 農林政策課

1 業務の目的

秋田県における新規就農者は12年連続で200名以上を確保しているものの、近年は自営就農に比べ「雇用就農者」の割合が増加傾向にある。今後の持続可能な秋田県農業発展のためには、県内外から意欲ある新規就農者を継続して確保・定着させることが急務です。

本業務は、農業求人サイトやSNS、メルマガ等の多様なメディアを効果的に活用し、秋田県農業の魅力を広くPRするとともに、県内農業法人の求人情報を広く拡散し、法人と新規就農者（求職者）をマッチングさせることを目的とします。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）までとします。

3 委託業務の内容

受託者は、秋田県および公益社団法人秋田県農業公社、一般社団法人秋田県農業会議などの関係機関と緊密に連携し、次の（1）から（4）までに掲げる業務を行います。

（1）農業求人サイト内での「秋田県農業特集ページ」の作成及び法人情報の掲載

ア 特集ページの企画・制作

受託者が運営する農業求人サイト内に、秋田県農業の魅力を伝える特設ページを構築します。構築に当たっては秋田県農業の特徴、雇用就農のメリット、サポート体制などを視覚的にわかりやすく訴求するようにしてください。

イ 農業法人の紹介・求人コンテンツ制作

特集ページ内または連動する形で、求人を募っている農業法人最大10社の「簡単な紹介ページ（特徴、主な作目、働く環境、写真等）」を作成・掲載してください。なお、作成・掲載する農業法人は県で提示します。

ウ 「秋田就農ナビ」への導線設計

特集ページおよび各法人紹介ページ内に、詳細な就農支援情報や公式情報へのアクセスを促すため、「秋田就農ナビ」へのスムーズな誘導リンク（バナー設置等）を常設してください。

（2）SNSを活用した情報発信・拡散及び「秋田就農ナビ」への誘導

ア SNSによるターゲティング発信

受託者が持つアカウントあるいは広告機能を活用し、県内外の農業関心層（若年層、U・Iターン希望者等）に向けて特集ページや求人情報等を戦略的に拡散してください。なお、配信は契約締結日から契約期間中の実施（5ヶ月程度）を目安とします。

イ 「秋田就農ナビ」への誘導

SNSの投稿内容（テキスト、ストーリー等）において、求人情報へのリンクだけでなく、「秋田就農ナビ」へ遷移させるためのリンク・導線を必ず設置し、ポータルサイトへのアクセス増加を図る設計としてください。

（３）メルマガを活用した情報発信・拡散及び「秋田就農ナビ」への誘導

ア メルマガ配信

受託者が保有する農業関心のある会員、または移住希望者等のリストに向けて、秋田県農業の特集や法人の求人情報等を盛り込んだメルマガを定期的に配信してください。なお、メルマガでの配信は月１回程度を目安とします。

イ 「秋田就農ナビ」への誘導

メルマガ本文内において、読者の関心段階に応じ、「秋田就農ナビ」内のイベント情報、移住支援情報、公式相談窓口などへ遷移する紹介コーナーやクリックボタンを設けてください。

（４）業務完了報告書等の作成

業務終了後、業務完了報告書を作成し、最終成果報告書（求人掲載・情報発信実績、アクセス解析、各媒体からの「秋田就農ナビ」流入数、応募・問い合わせ動向等の分析結果、考察、今後の展開に向けた提案等）とともに、製本２部及びデーター式で提出してください。

４ 契約に関する条件等

（１）契約金額

本業務の契約金額（委託料）には、本業務に関わる一切の経費を含みます。

（２）再委託

ア 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に県に書面で提出し、承認を得てください。

（３）権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとします。

イ 受託者は、本業務により制作された成果物を、県の承諾なしに、公表し、又は他

に流用することはできません。

ウ 受託者は、成果物について著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。

（４）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良な管理者の注意義務をもってその情報を管理・保持するものとします。契約終了後も同様とします。

（５）関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権又は個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守してください。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応してください。

（６）その他

ア 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して決定するものとします。

イ 本業務の履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供します。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできません。

ウ 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、県と受託者が協議して決定するものとします。